

第 18 回

通 常 総 会 議 案

〔 昭和59年 6 月18日 (月) P M 3 : 00 〕
〔 於：広島県議会 第 3 委員会室 〕

広島県内陸部振興対策協議会

総 会 日 程

日 時 昭和59年 6 月18日 (月) 午後 3 時00分

会 場 広島県議会 第 3 委 員 会 室

総会次第

1. 開 会…………… 3 時00分

2. 会 長 挨 拶

3. 来 賓 祝 辞

4. 顧 問 挨 拶

5. 会 務 報 告

6. 議 事

(1) 議案第 1 号 昭和58年度歳入歳出決算の認定について

(監事監査報告)

(2) 議案第 2 号 昭和59年度活動方針(案)及び重点目標(案)の
承認について

(3) 議案第 3 号 昭和59年度歳入歳出予算(案)の承認について

(4) 議案第 4 号 道路整備促進決議の採択について

(5) そ の 他

7. 閉 会

広島県内陸部振興対策協議会会務報告

(昭和58年度)

昭和

58. 5.25 広島市 新八丁堀会館において役員会開催。
6. 7 県議会第1委員会室において通常総会開催。
- 7.22 広島県・広島市道路利用者会議定時総会が開催され、会長が出席。
- 7.22 芸備線輸送改善策推進協議会第1回委員会が開催され、事務局長が出席。
- 7.25 広島市 セとうち苑において理事会開催。
8. 9 県議会第2委員会室において産業部会開催。
- 8.11 県議会第5, 第6委員会室において総務部会及び建設部会開催。
- 8.19 芸備線輸送改善策推進協議会第1回幹事会が開催され、事務局長が出席。
- 8.23 広島市 白島会館において役員会開催。
- 8.25～
9.15 昭和59年度主要施策に関する要望事項とりまとめ。
- 8.26 「広島の道路を考える会」設立総会が開催され、会長が出席。
- 9.10 広島県知事, 広島県議会議長へ昭和58年度重点施策に関する陳情。
- 9.12 芸備線輸送改善策推進協議会幹事会が開催され、事務局長が出席。

- 9.30 芸備線輸送改善策推進協議会幹事会が開催され、事務局長が出席。
- 10.12 芸備線輸送改善策推進協議会幹事会が開催され、事務局長が出席。
- 10.19 全国道路利用者会議第33回全国大会が開催され、会長が出席。
11. 7 県議会第6委員会室において役員会開催。
- 11.11 芸備線輸送改善策推進協議会幹事会が開催され、事務局長が出席。
- 12.10 広島市 白島会館において理事会開催。
広島県知事、広島県議会議長へ昭和59年度主要施策に関する要望書を提出し、陳情。
- 12.12 県議会第5委員会室において建設部会開催。
- 12.16 芸備線輸送改善策推進協議会幹事会が開催され、事務局長が出席。
- 12.23 芸備線輸送改善策推進協議会第2回委員会が開催され、事務局長が出席。

昭和

59. 1.10 道路整備促進全国総決起大会開催(東京)、会長が出席。
- 2.15 県議会委員会室において理事会開催。
- 3.13 芸備線輸送改善策推進協議会幹事会が開催され、事務局長が出席。
- 3.22 芸備線輸送改善策推進協議会第3回委員会が開催され、事務局長が出席。

昭和58年度重点目標とその経過及び対応

1. 県立備北大学（仮称）の早期建設

大学構想の具体的研究が進められ、県の具体案が出来次第、早ければ今秋以降にも設置計画について文部省と共同作業に入る運びのようであり、この作業が終り次第、建設場所が決定されるものと期待される。

2. 国鉄芸備線の複線電化の早期実現

県の芸備線等国鉄在来線輸送改善策調査に基づき、芸備線輸送改善策推進協議会が設置され、当面の輸送改善策についての協議がなされた。

引き続き国鉄芸備線の複線電化の早期実現を要請していく。

3. 国土開発幹線自動車道の建設促進

山陽自動車道、中国横断自動車道の建設促進、尾道・松江間の法定路線追加の実現を引き続き強く要請する必要がある。

4. 国道、主要地方道等の整備促進

広島県の道路整備は全体的に遅れており、全国水準をも下回っている。県全体の道路財源の確保、内陸部道路整備事業予算枠の拡大について引き続き要請する必要がある。

5. 工業団地の建設と企業立地

三次、高田地区に続き、千代田、庄原、東城等の地区に計画中工されている工業団地の早期建設と企業立地の促進を図るとともに、労働力の確保等について関係市町村の態勢づくりを急ぐ必要がある。

6. 農業基盤の整備促進

圃場整備については、広島県の最重点施策として現行補助率の維持、予算枠の確保、融資制度の導入等積極的な対応が図られている。県の目標である昭和65年度14,600ha、整備率40%を実現させるため現行制度の維持と予算枠確保について引き続き強力に要請する必要がある。

7. 水田利用再編対策の確立

水田利用再編第3期対策が始まった今日、米の需給逼迫が表面化した。長期的な米需給計画を確立し、長期展望に立脚した農政の推進を要請していく必要がある。

8. 大規模林道整備事業の促進

森林開発公団によって進められている大規模林道は、昭和58年度、栗倉・木屋原線の一部4.9kmが完成、昭和59年度、東城区間が新規着工される見通しである。進捗率は昭和59年度末で0.5%増の13%となる見込であり、事業推進を図るため大幅な予算枠の確保に強力な活動が要請されている。

9. 松喰虫防除対策

昭和59年度、新規事業として感染源除去促進対策事業の創設、また、「松喰虫」防除緊急対策事業の充実強化等により徹底した防除対策が図られることになった。

今後、被害の早期終息を図るため、県、市町村、関係団体等による防除体制の組織確立について検討する必要がある。

10. 広域観光ルートの形成と関連施設の整備

“Sun Sun ひろしま”観光キャンペーンを機会に、広域観光ルートの形成や観光資源の開発整備、各種プロジェクトの定着と観

光客の誘致等，内陸部の観光対策が一段と推進されることになった。事業実施において関係地域の態勢整備が強く要請されるところである。

11. 水資源の確保とダム

水需要の増大に伴って水資源の確保は極めて重要であり，県及び関係市町村で設立した水資源の森基金による事業等により対策が講じられている。今後，ダム建設における諸課題の調査研究に一層努める必要がある。

12. 行財政改革の調査・研究

地方機関を統合し振興局とする県の行革案が提示された。本会は独自の調査研究を続けて来た結果，21世紀を展望した慎重な行革を断行すべきであると判断し，一定の検討を県当局に要請してきた。今後も引き続き調査研究が必要である。

議案第1号

昭和58年度歳入歳出決算の認定について

(歳入歳出決算次ページ)

昭和58年度歳入歳出決算書

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	予 算 額	収 入 済 額	収入未済額	備 考
1.会 費			3,212,000	3,131,500	80,500	
	1.会 費		3,212,000	3,131,500	80,500	
		1.一般負担金	1,854,000	1,854,000	0	
		2.特別負担金	1,358,000	1,277,500	80,500	
2.補助金			200,000	200,000	0	
	1.補助金		200,000	200,000	0	
		1.県 補 助 金	200,000	200,000	0	
3.雑収入			3,000	7,968	0	
	1.雑収入		3,000	7,968	0	
		1.雑 収 入	3,000	7,968	0	
4.繰越金			375,309	375,309	0	
	1.繰越金		375,309	375,309	0	
		1.繰 越 金	375,309	375,309	0	
歳 入 合 計			3,790,309	3,714,777	80,500	

歳入の部 3,714,777円

歳出の部 3,451,015円

差引繰越額 263,762円

歳 出 の 部

(単位：円)

款	項	目	予 算 額	支出済額	不 用 額	備 考	
1.事務局費			1,370,000	1,254,755	115,245		
	1.事務局費		1,370,000	1,254,755	115,245		
		1. 報 酬	720,000	720,000	0		
		2. 賃 金	200,000	114,465	85,535		
		3. 旅 費	150,000	124,370	25,630		
		4. 需用費	80,000	79,850	150		
		5. 役務費	70,000	66,810	3,190		
		6. 諸 費	150,000	149,260	740		
2.会議費			530,000	496,506	33,494		
	1.総会費		290,000	259,960	30,040		
		1. 需用費	260,000	259,960	40		
		2. 借上料	10,000	0	10,000		
		3. 諸 費	20,000	0	20,000		
	2.役員会費		240,000	236,546	3,454		
		1. 需用費	200,000	198,093	1,907		
		2. 借上料	10,000	9,000	1,000		
		3. 諸 費	30,000	29,453	547		
	3.事業費			1,740,000	1,699,754	40,246	
1.調査企画費			570,000	540,512	29,488		
		1. 旅 費	200,000	172,190	27,810		
		2. 需用費	320,000	318,752	1,248		
		3. 役務費	50,000	49,570	430		
2.促進対策費			1,170,000	1,159,242	10,758		
		1. 旅 費	200,000	192,080	7,920		
		2. 需用費	320,000	319,619	381		
		3. 活動費	600,000	597,543	2,457		
		4. 諸 費	50,000	50,000	0		
4.予備費				150,309	0	150,309	
		1.予備費		150,309	0	150,309	
	1. 予 備 費		150,309	0	150,309		
歳 出 合 計			3,790,309	3,451,015	339,294		

監 査 意 見 書

昭和59年5月14日午前10時00分から庄原市役所において、広島県内陸部振興対策協議会の昭和58年度会計について関係書類を照合し監査を行なった結果、予算の執行は適正であり、その結果についても正確に処理されていることを認めます。

昭和 59 年 5 月 14 日

監 事

比婆郡東城町長 藤 尾 七 郎 ㊞

監 事

双三郡三和町長 富野井 利 明 ㊞

議案第2号

昭和59年度活動方針(案)及び重点目標(案)の 承認について

(活動方針(案)及び重点目標(案)次ページ)

昭和59年度活動方針(案)及び重点目標(案)

1. 活動方針

2 市38町が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、会員相互の緊密なる連けいを図りながら、諸施策の改善向上を期し、内陸部の振興発展に向けて積極的な活動を展開して来た。

しかしながら、内陸地域は社会的、経済的基盤が弱小であり、若年層を中心とした人口の都市部への流出により高齢化の進行が一段と進み、また、産業、経済、文化等各分野においても沿岸都市部との格差は依然として解消しない等、早急に解決すべき問題が山積している。しかも、内陸部市町村の財政基盤はぜい弱であり、また、国、県の行財政改革が一段と厳しく推進される等、前途多難な状況にある。

幸い県においては、内陸部の振興を県勢活性化の重点施策として位置づけられ、とりわけ、県立大学問題、国鉄芸備線輸送力の改善策、国土開発幹線自動車道をはじめとする道路網の整備等、内陸部の重点課題が着実に推進されていることに大きな期待が寄せられている。

このような現状認識に立って、内陸部市町村は一層効率的行財政運営の確立を図り、諸課題の研究に努め、魅力ある定住社会を実現するため次の重点目標を設定し、より精力的な活動の展開を期する。

重 点 要 望 事 項

1. 広島県立備北大学（仮称）の場所の決定と早期建設
2. 県の地方出先機関の適正配置
3. 各種地域振興計画の実施促進と所要財源の確保
4. 国鉄芸備線の電化複線化の早期実現
5. 新規工業団地の早期建設と企業立地の促進
6. 公的医療機関の整備と保健医療体制の確立
7. 圃場整備事業の実施促進

8. 大規模林道整備事業の促進
9. 松喰虫の撲滅対策の確立
10. 中国横断自動車道，山陽自動車道の整備促進及び尾道・松江間高速自動車道の指定
11. 昇格国道の改良促進
12. 西中国山地国定公園，比婆道後帝釈国定公園等を結ぶ広域観光開発の促進
13. 河川総合開発事業の促進

議案第 3 号

昭和59年度歳入歳出予算(案)の承認について

(歳入歳出予算(案)次ページ)

昭和59年度歳入歳出予算(案)

歳 入 の 部

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1.会 費			3,010	△ 202	
	1.会 費		3,010	△ 202	
		1.一般負担金	1,854	0	
		2.特別負担金	1,156	△ 202	
2.補助金			190	△ 10	
	1.補助金		190	△ 10	
		1.県 補 助 金	190	△ 10	
3.雑収入			7	4	
	1.雑収入		7	4	
		1.雑 収 入	7	4	
4.繰越金			263	△ 112	
	1.繰越金		263	△ 112	
		1.繰 越 金	263	△ 112	
歳 入 合 計			3,470	△ 320	

歳 出 の 部

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1.事務局 務費			1,430	60	
	1.事務局 務費		1,430	60	
		1.報 酬	720	0	
		2.賃 金	210	10	
		3.旅 費	160	10	
		4.需用費	50	△ 30	
		5.役務費	70	0	
		6.諸 費	220	70	
2.会議費			362	△ 168	
	1.総会費		182	△ 108	
		1.需用費	180	△ 80	
		2.借上料	1	△ 9	
		3.諸 費	1	△ 19	
	2.役員費		180	△ 60	
		1.需用費	160	△ 40	
		2.借上料	10	0	
		3.諸 費	10	△ 20	
3.事業費			1,670	△ 70	
	1.調査企画費		500	△ 70	
		1.旅 費	200	0	
		2.需用費	250	△ 70	
		3.役務費	50	0	
	2.促進対策費		1,170	0	
		1.旅 費	200	0	
		2.需用費	220	△ 100	
		3.活動費	600	0	
4.諸 費		150	100		
4.予備費			8	△ 142	
	1.予備費		8	△ 142	
		1.予備費	8	△ 142	
歳 出 合 計			3,470	△ 320	

議案第 4 号

道路整備促進決議の採択について

(決議案別紙)

昭和59年度広島県内陸部振興対策協議会会費一覧表

(注：人口は昭和55年国調による)

市町村名	人 口	平 等 割	人 口 割	合 計
三 次 市	37,875 ^人	20,000 ^円	151,500 ^円	171,500 ^円
庄 原 市	22,874	20,000	91,496	111,500
加 計 町	6,697	20,000	26,788	47,000
筒 賀 村	1,965	20,000	7,860	28,000
戸 河 内 町	4,122	20,000	16,488	36,500
芸 北 町	3,846	20,000	15,384	35,500
大 朝 町	4,396	20,000	17,584	38,000
千 代 田 町	10,015	20,000	40,060	60,500
豊 平 町	5,484	20,000	21,936	42,000
吉 田 町	10,901	20,000	43,604	64,000
八 千 代 町	4,254	20,000	17,016	37,500
美 土 里 町	4,082	20,000	16,328	36,500
高 宮 町	5,308	20,000	21,232	41,500
甲 田 町	6,657	20,000	26,628	47,000
向 原 町	5,783	20,000	23,132	43,500
福 富 町	3,211	20,000	12,844	33,000
豊 栄 町	5,467	20,000	21,868	42,000
大 和 町	8,648	20,000	34,592	55,000
河 内 町	7,782	20,000	31,128	51,500
甲 山 町	7,788	20,000	31,152	51,500

世 羅 町	9,654	20,000	38,616	59,000
世 羅 西 町	5,040	20,000	20,160	40,500
油 木 町	4,241	20,000	16,964	37,000
神 石 町	3,758	20,000	15,032	35,500
豊 松 村	2,351	20,000	9,404	29,500
三 和 町	5,383	20,000	21,532	42,000
上 下 町	7,183	20,000	28,732	49,000
総 領 町	2,401	20,000	9,604	30,000
甲 奴 町	3,810	20,000	15,240	35,500
君 田 村	2,105	20,000	8,420	28,500
布 野 村	2,255	20,000	9,020	29,500
作 木 村	2,701	20,000	10,804	31,000
吉 舎 町	6,168	20,000	24,672	45,000
三 良 坂 町	4,167	20,000	16,668	37,000
三 和 町	4,499	20,000	17,996	38,000
西 城 町	6,482	20,000	25,928	46,000
東 城 町	12,981	20,000	51,924	72,000
口 和 町	3,289	20,000	13,156	33,500
高 野 町	2,992	20,000	11,968	32,000
比 和 町	2,486	20,000	9,944	30,000
合 計	261,101	800,000	1,044,404	1,854,000

算出基礎 平等割：20,000円

人口割：人口数に4円00銭を乗じて得た額を
500円単位に切り上げた額。

広島県内陸部振興対策協議会役員名簿

顧問	県議会議員	児玉秀一
会長	県議会議員	木山徳郎
副会長	三次市長	田辺昇三
	美土里町長	三雲義彦
	世羅西町議長	平野節美
幹事長	県議会議員	木山千之
副幹事長	県議会議員	滝口次郎

広島県内陸部振興対策協議会理事名簿

県議会議員

三 次 市 長 船 元 昭	世 羅 郡 小 島 敏 文
庄 原 市 八 谷 泰 央	神 石 甲 奴 郡 滝 口 次 郎
山 県 郡 宮 本 森 三	双 三 郡 鷺 尾 利 三
高 田 郡 木 山 千 之	比 婆 郡 木 山 徳 郎

市町村長・議長

三 次 市 長 田 辺 昇 三
三 次 市 議 長 国 貞 精 三
庄 原 市 長 寺 上 正 人
庄 原 市 議 長 林 正 勝 美

山 県 郡

芸 北 町 長 児 玉 忠 臣
千 代 田 町 長 井 上 一 位
筒 賀 村 長 吉 岡 要
大 朝 町 議 長 多 田 春 夫
戸 河 内 町 議 長 今 田 一 三

高 田 郡

吉 田 町 長 児 玉 静 秋
美 土 里 町 長 三 雲 義 彦
高 宮 町 長 児 玉 更太郎
八 千 代 町 議 長 青 原 十 二
甲 田 町 議 長 辰 己 久登思

賀茂郡

河内町長 浮原保雄
豊栄町長 三田精太郎
大和町議長 玉川健三

世羅郡

世羅西町長 上中淳之
甲山町長 稻住三男
世羅西町議長 平野節美

神石郡

三和町長 小野良太郎
豊松村長 平郡公孝
油木町議長 松浦利明

甲奴郡

甲奴町長 若木義和
総領町長 首藤清
上下町議長 大好助一郎

双三郡

作木村長 中野正敏
三良坂町長 吉岡雅樹
吉舎町長 平岡努
布野村議長 原田角郎
君田村議長 垣内幸三

比婆郡

西城町長 中村三郎
高野町長 升原彪
口和町長 深井博視
東城町議長 瀬尾悟
比和町議長 保井則市

監事

比婆郡東城町長 藤尾七郎
双三郡三和町長 富野井利明

専 門 部 会 名 簿

部会名	役	員	名
総務部会	◎滝口県議 ○三次市長 ○庄原市長 世羅西町長 作木村長	小島県議 戸河内町議長 吉田町長 油木町議長 西城町長	木山(徳)県議 芸北町長 大和町議長 総領町長 東城町議長
産業部会	◎鷺尾県議 ○美土里町長 ○口和町長 三和(神石)町長 布野村議長	木山(千)県議 三次市議長 豊栄町長 上下町議長 甲田町議長	筒賀村長 甲山町長 三良坂町長 比和町議長
建設部会	◎八谷県議 ○千代田町長 ○世羅西町議長 高宮町長 吉舎町長	長船県議 庄原市議長 八千代町議長 豊松村長 君田村議長	宮本県議 大朝町議長 河内町長 甲奴町長 高野町長
備考	◎ 部 会 長	○ 副 部 会 長	

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

(昭和59年6月1日現在)

県議会議員

三次市	長船元昭	世羅郡	小島敏文
庄原市	八谷泰央	神石甲奴郡	滝口次郎
山県郡	宮本森三	双三郡	鷺尾利三
高田郡	木山千之	比婆郡	木山徳郎

市町村長・議長

三次市長	田辺昇三	同議長	国貞精三
庄原市長	寺上正人	同議長	林正勝美
山県郡			
加計町長	長沼照夫	同議長	石井春男
筒賀村長	吉岡要	"	池田一志
戸河内町長	鵜飼郡一	"	今田一三
芸北町長	児玉忠臣	"	壽老馨
大朝町長	脇本大六	"	多田春夫
千代田町長	井上一位	"	福光重季
豊平町長	林健	"	松岡良次
高田郡			
吉田町長	児玉静秋	同議長	塚広孝
八千代町長	浅枝忠臣	"	青原十二
美土里町長	三雲義彦	"	山尾早人
高宮町長	児玉更太郎	"	山口末人
甲田町長	寺本秋三	"	辰己久登思
向原町長	奥田金太郎	"	上田寿曹
賀茂郡			
豊栄町長	三田精太郎	同議長	小川博皓
福富町長	佐々木文夫	"	高瀬義憲
大和町長	岡田孝裕	"	玉川健三

河内町長 世羅郡	浮原保雄	同議長	渡邊眞幹
甲山町長	稻住三男	同議長	浜田睦郎
世羅町長	坂口昇	"	金尾卓治
世羅西町長 神石郡	上中淳之	"	平野節美
神石町長	伊藤治郎	同議長	城山一士
油木町長	村上篤朗	"	松浦利明
豐松村長	平郡公孝	"	森重仁士
三和町長 甲奴郡	小野良太郎	"	松井文夫
上下町長	山岡淳朗	同議長	大好助一郎
総領町長	首藤清	"	山崎富美男
甲奴町長 双三郡	若木義和	"	寺田豪
君田村長	小川一二三	同議長	垣内幸三
布野村長	藤原一之	"	原田角郎
作木村長	中野正敏	"	小田昌壯
吉舎町長	平岡務	"	福永包則
三良坂町長	吉岡雅樹	"	森田侑人
三和町長 比婆郡	富野井利明	"	山本静人
西城町長	中村三郎	同議長	明賀賢三
東城町長	藤尾七郎	"	瀬尾悟
口和町長	深井博視	"	瀬戸川博己
高野町長	升原彪	"	山崎治
比和町長	富永二郎	"	保井則市

以上88名 2市38町村

広島県内陸部振興対策協議会会則

第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。

第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。

広島県内陸部市町村長

広島県内陸部市町村議会議長

広島県内陸部選出の県議会議員

第3条 本会は、広島県内陸部市町村相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。

第4条 本会の事務所は会長が委嘱する市町村役場内とし、別に事務局長をおくことができる。

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 3 名
3. 幹 事 長 1 名
4. 副幹事長 1 名
5. 理 事 若干名
6. 監 事 2 名

第6条 役員の任期は2ヵ年とし、再選を妨げない。

2. 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。

第8条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

第9条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 本会は毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。

第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。

総務部会 産業部会 建設部会

2. 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。

参与は会長がこれを委嘱する。

第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町村の負担とする。

第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。

第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。

附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。

附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。

附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。

附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。

附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。